

弱っている野鳥や獣類を見つけたら！？

○ 野生の生きものは自然のままに！

- ▶ 野生の生きものは、たとえケガや病気で弱っていても、かわいそうに思うかもしれませんが、自然の中での出来事は見守り、「自然のままに」しておくことが原則です。
- ▶ 特に、獣類は人への感染症を持っていたり、人に危害を加えたりする可能性がありますので、見つけても触らないでください。

※ ハヤブサなどの希少な鳥類は、絶滅を防ぐため、愛知県が保護することがありますので、裏面の連絡先に問い合わせてください。



○ ヒナを拾わないで！

- ▶ ヒナの巣立ちの頃は、世話をしている親鳥が近くで見守っていて、人間がいなくなるのを待っています。
 - ▶ 人に育てられたヒナは、自然の中で生きていくことが非常に難しくなりますので、決して「拾わないで」ください。
 - ▶ もし、拾ってきてしまった場合は、親鳥が探していますので、なるべく早く元の場所に戻してください。
- ※ 自動車や他の動物が心配であれば、近くの安全な場所に移してください。



○ どうしても放っておけない場合は…

- ▶ お近くの動物病院を紹介することができます。
※ 動物病院への持ち込みや治療費などは、保護した方の負担となります。
- ▶ 野生鳥獣を捕まえることや飼うことは、法律で禁止されています。
- ▶ 治療後の野鳥は原則、自然に戻していただきます。
- ▶ 獣類については、保養する施設がないため、保護した場所又はその周辺に戻してください。

☆ 詳しくは、裏面をお読みください。



一時的に保護する場合に注意していただきたいこと

- ・ 動物病院へは、事前に連絡の上、保護した方自身で持ち込んでいただきます。
※ お近くの動物病院を紹介しますので、下記の連絡先まで、お問い合わせください。
- ・ 動物病院での治療費などは、持ち込んだ方の負担となります。
- ・ 野鳥や獣類を動物病院が引き取ってくれるわけではありません。
- ・ 診察や治療の後の対応については、次のとおりです。



▶ 野鳥の場合

- ・ 保護した方自身で、保護した場所又はその周辺に戻してください。
- ・ 保護した野鳥を飼うことは、法律で禁止されています。
- ・ 持ち込みは、事前にご連絡のうえ、保護した方自身でお願いします。

▶ 獣類の場合

- ・ 保護した方自身で、保護した場所又はその周辺に戻してください。
※ 愛知県には保養できる施設がありません。
- ・ 保護した野生の獣類を飼うことは、法律で禁止されています。

○ 問い合わせ先

施設名	電話	担当市町村
愛知県庁 環境部 自然環境課	052-954-6230	名古屋市
東三河総局 県民環境部 環境保全課	0532-35-6113	豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	0536-23-2111	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	052-961-7211	一宮市・瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・尾張旭市・岩倉市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市・東郷町・豊山町・大口町・扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	0567-24-2111	津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村
知多県民事務所 環境保全課	0569-21-8111	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	0564-23-1211	岡崎市・碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・幸田町
(豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	0565-32-7494	豊田市・みよし市